

説明資料

〔OECD税務行政3.0が目指す世界と日本の現状〕

令和7年5月13日（火）

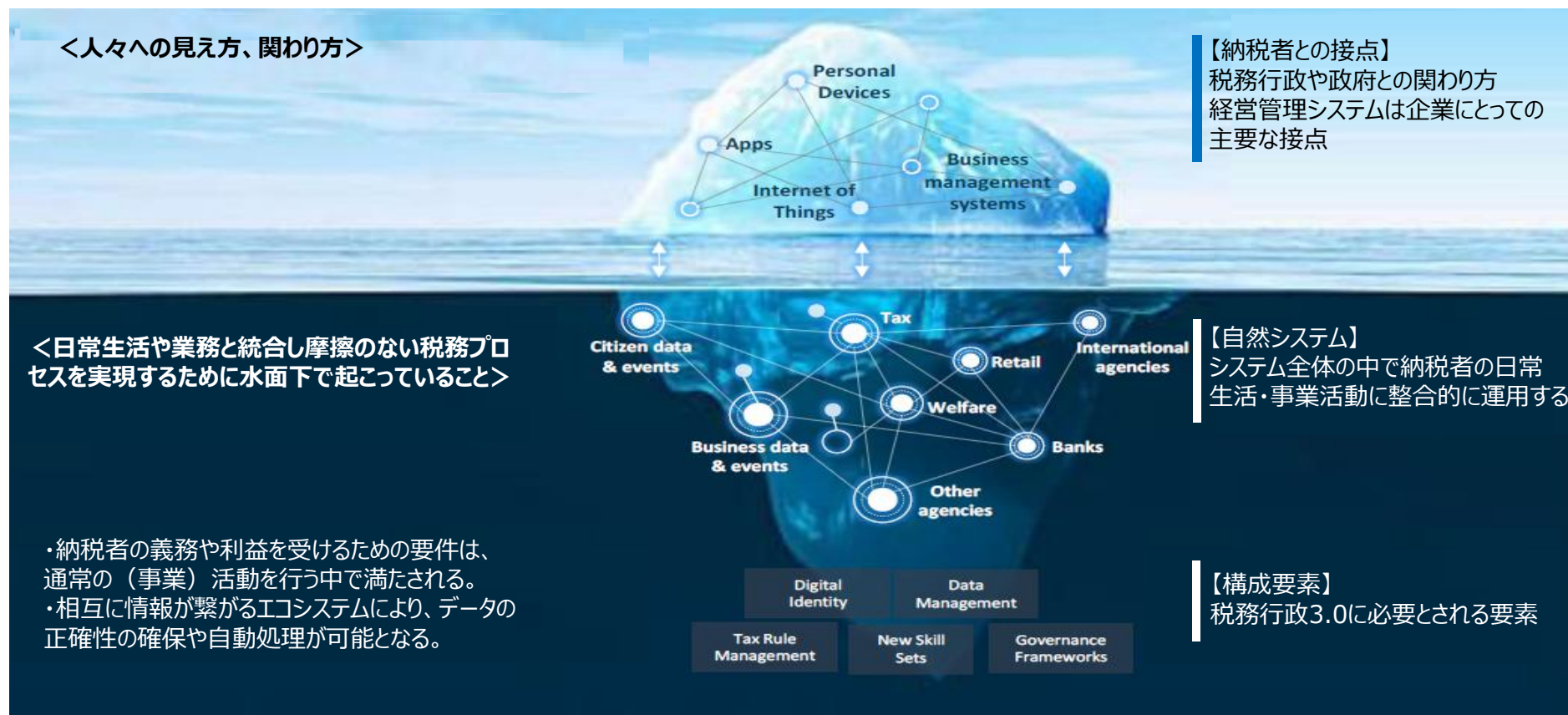
財務省

OECD「税務行政3.0」の概要（税務行政のDXのビジョン）

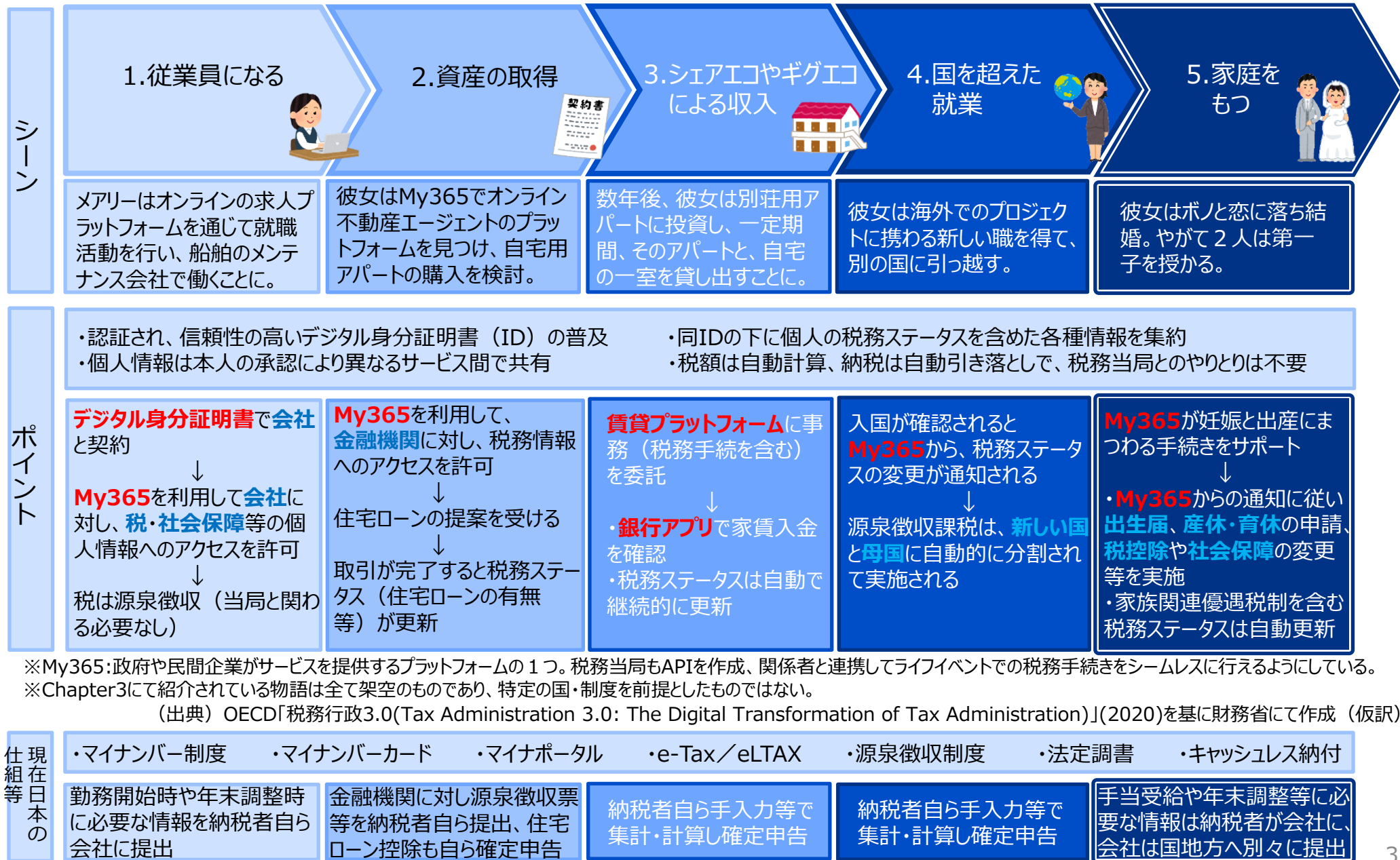
令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第1回）
財務省説明資料抜粋

- OECD「税務行政3.0」（2020）は税務行政のDXのビジョンを提示。次のような姿が描かれている。
 - ・ 納税（Tax）は、自然システム（Natural Systems）と呼ばれる納税者の日常生活や事業活動と繋がり、事務負担が軽減されるようになる。
 - ・ 納税プロセスは、税務当局やデジタルプラットフォームを含む民間主体が協力する枠組みに組み込まれることで、リアルタイムで課税関係を確定でき、透明性や信頼性の高いものとなる。

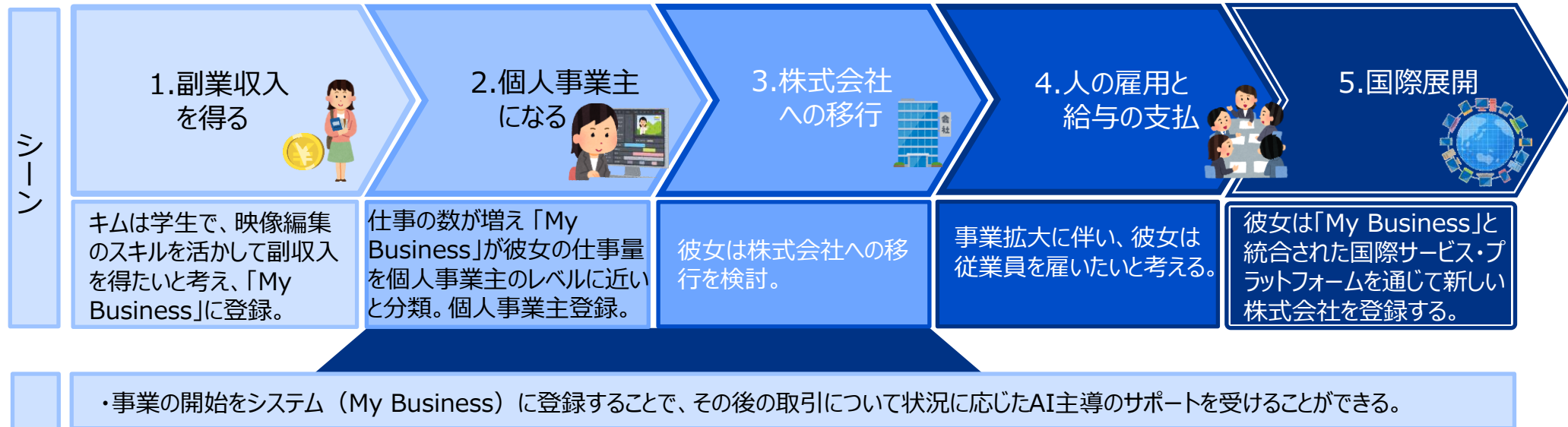
税務行政3.0のビジョン



OECD税務行政3.0チャプター 3 ～2030年のメアリーの物語～



OECD税務行政3.0チャプター 3 ～2030年のキムの物語～



- ・ **My Business** は彼女の事業の取引の場であると同時に、取引に関する全ての手続きをサポート。**My Business** を通じて、**税務専門家** に対応を依頼することもできる。
- ・ **My Business** が導入をサポートした **帳簿管理モジュール** は、収入と支出を自動的に記録し、関連する全ての税目を含む最新の状況とビジネス予測を提供

↓
税務当局への報告や納税は、**プラットフォーム**によって自動的に処理

※My Business: 政府が信頼し、税務行政プロセスを完全に組み込んでいるビジネス・ソリューション・システム。

※Chapter3にて紹介されている物語は全て架空のものであり、特定の国・制度を前提としたものではない。

(出典) OECD「税務行政3.0(Tax Administration 3.0: The Digital Transformation of Tax Administration)」(2020)を基に財務省にて作成 (仮訳)

- 現在日本の仕組み等
- ・取引情報を取引先との間でデータ連携し、収入・支出を自動記録するシステムが流通し始めている（デジタルインボイス対応の一部ソフト等）。
⇒令和7年度改正において、デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直しを実施
 - ・国税関係の計算・報告を電子的に処理する方法として、年末調整の電子化がある。
 - ・税務相談ツールとして、AIを活用したチャットボット（税務職員ふたばが回答する）がある。



税務職員ふたば

デジタルデータによるシームレスな処理に資する
ための電子取引データの保存制度の見直し
(令和 7 年度税制改正)

デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し（令和7年度改正）

【電子取引データの保存制度の概要】

- 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。
- 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重（注1）。

【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】

- 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。
- こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

	新設する送受信・保存の要件（注2、3）
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

（注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

（注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。

（注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。

（注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

【適用イメージ】



【青色申告特別控除の概要】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 (1)優良な電子帳簿の保存又は(2)電子申告をしている者
控除額	55万円	65万円



【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】

- 上記の改正後は、左記の青色申告特別控除65万円については、(1)又は(2)のほか、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者（一定の電子帳簿を保存している者に限る）に適用できることとする。

- 現状、データ連携が可能なソフトは限定的。また、相手方の都合もあり、取引に係るやり取りは書面やPDF等が主流。
- 他方、将来の目指すべき姿は、統一規格のデータや個々のソフト間のAPI連携等が普及し、多くの事業者がデータ連携を行うようになることである。
- そのような将来像に向けて、税制において現状の制約を前提としつつも望ましいデジタル化の姿を明確にすることで、税務当局をはじめ関係機関・団体が連携して取り組んでいくことが考えられる。その上で、ソフトの発展や事業者への普及状況等をみつつ、必要な検討を継続していくことが考えられる。

現状と短期的な検討

【ソフト等の状況】

データ連携が可能なソフトは存在するが限定的
※特に異なるベンダーのソフト間

【事業者の状況】

書面・PDF等でのやり取りが主流
データ連携が可能なデジタルデータでのやり取りは少数

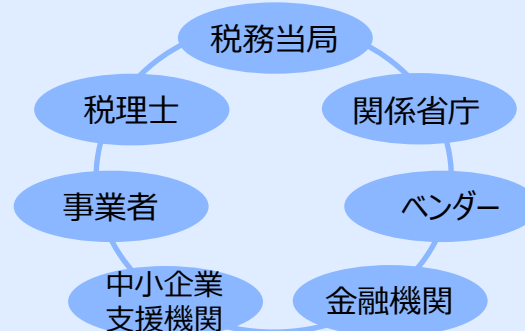


【税制を検討する場合の視点】

限定的な相手とではあっても、データ連携することに重点を置いて検討

中期的な取組・検討

税制上望ましいデジタル化の姿を明確化した上で、税務当局をはじめ関係機関・団体が連携して、デジタルシームレス普及に向けた取組



例えば次のような効果等を確認していく

- ・事業者の事務効率化等
- ・税理士・支援機関による相談対応や支援の高度化
- ・税務コンプライアンスの向上効果
- ・望ましいデータの規格や連携方法

【中期的な検討】

新たな技術やソフトの発展、事業者への普及状況等をみつつ、幅広い相手とのデータ連携に向けて必要な検討

将来像

【ソフト等の状況】

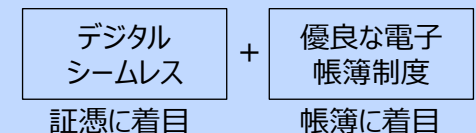
データ連携が可能なソフトが一般的となる

【事業者の状況】

データ連携が可能なデジタルデータでのやり取りが主流となる



【デジタルシームレスと優良な電子帳簿制度】



いずれも会計ソフト等が重要である点は共通であり、双方を満たすことが理想的